○国土交通省告示第二百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

片上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十七年建設省告示第三千百七十号で指定した片上川の土地の区域を除く。）

福井県鯖江市大野町

二三字奥山　二番一から二番七まで

五二字東山　三一番から三五番まで

三六番一及び三六番二

三七番一及び三七番二

三八番から四一番まで

五三字坂ノ脇

一番一

一番三から一番六まで

一番九及び一番一〇

二番から六番まで

七番一

八番一

九番

一〇番一及び一〇番二

一一番一

一一番から一一二番まで

一番から四番まで

五番一及び五番二

六番一及び六番二

七番一

七番三

八番一

一一番

一一番一及び一一番二

一一六番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第三千百七十号で指定した片上川の土地の区域を除く。）

福井県鯖江市大野町

五四字上山　一八番一　一号から三号まで

一六番一　四号

五二字東山　三一番　五号

三三字奥山　三番　六号

四番一　七号

四番三　八号

三番　九号

二四字溜池　二番一

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

樋の谷川

(三)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の樋の谷川の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域

福井県小浜市西勢

六四号伏見田　二五番二　一号

六五号黒見掛　八番一　二号

六二号落合　一四番一　三号

六一号南川　二〇番一　四号

○国土交通省告示第二百二十八号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年三月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＦＺ	141099	あぶくま	22. 2. 12
７ＪＧＡ	141100	みなべ	22. 2. 12
７ＪＧＤ	141117	こしき	22. 2. 8
７ＪＧＨ	141145	はやま	22. 2. 12
７ＪＧＩ	141146	あまぎ	22. 2. 23
７ＪＧＪ	141147	すずか	22. 2. 23
７ＪＧＰ	141175	ＣＡＰＥ　ＹＡＭＡＢＵＫＩ	22. 2. 22
７ＪＧＳ	141196	ＥＬ　ＳＯＬ　Ｓ　ＡＬＥ	22. 2. 4
７ＪＧＶ	141203	ＳＴＡＲ　ＡＮＧＥＬ	22. 2. 16
７ＪＧＸ	141213	幸鷹丸	22. 2. 23
ＪＤ3015	141177	第八十八稲荷丸	22. 2. 19
ＪＤ3020	141183	万谷丸	22. 2. 5
ＪＤ3027	141192	第十一松山丸	22. 2. 18
ＪＤ3029	141194	ひびき	22. 2. 15
ＪＤ3030	141195	シークイーン	22. 2. 10
ＪＤ3033	141200	長久丸	22. 2. 9
ＪＤ3039	141207	りゅうなんⅡ	22. 2. 12
ＪＤ3042	141211	へいわ	22. 2. 22

○国土交通省告示第二百二十九号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年三月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
ＪＣＨＭ	129843	第六新生丸	22. 2. 2
ＪＧＱＢ	134975	日鵬丸	22. 2. 19
ＪＫＰＰ	129165	けんたっきーはいうぇい	22. 2. 2
ＪＫＰＳ	129173	とらいとんはいうぇい	22. 2. 19
ＪＭＳＡ	131174	第八十八瑞寶丸	22. 2. 12
ＪＮＮＧ	117848	第二十八幸福丸	22. 2. 9
ＪＱＩＢ	121456	やまくに	22. 2. 24
ＪＥ2517	122378	あしゅら	22. 2. 16
ＪＧ3004	111127	第五鶴丸	22. 2. 8
ＪＧ3239	114547	愛宕丸	22. 2. 24
ＪＧ3919	121979	なつづき	22. 2. 24
ＪＧ4132	123726	たつぐも	22. 2. 24
ＪＧ4285	126151	こすもす	22. 2. 18
ＪＧ5153	133725	興凌丸	22. 2. 1
ＪＧ5219	134017	第一海神丸	22. 2. 23
ＪＪ3327	125243	第七神勢丸	22. 2. 4
ＪＪ3556	129300	第五金比羅丸	22. 2. 1
ＪＫ4816	131082	第十金寿丸	22. 2. 22
ＪＫ4878	130950	第三大成丸	22. 2. 3
ＪＫ4981	131046	幸進丸	22. 2. 18
ＪＫ5114	132519	天成丸	22. 2. 3
ＪＬ5693	130561	第七豊栄丸	22. 2. 3
ＪＬ5887	131456	たから	22. 2. 1
ＪＬ6041	132922	第二十八明正丸	22. 2. 8
ＪＬ6067	132156	第十八千代丸	22. 2. 12
ＪＬ6354	134925	第十二おおしま	22. 2. 22
ＪＬ6624	136484	スーパーマリン１	22. 2. 26
ＪＭ4114	120824	フェリー美咲	22. 2. 25
ＪＭ5194	126916	弘宝丸	22. 2. 15
ＪＭ5971	131360	第二神力丸	22. 2. 22

○国土交通省告示第二百三十号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

証書番号	船舶番号	船名	証書の交付日
			平成
A02191012	104477	第三伸丸	14. 10. 25

○海上保安庁告示第八十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	那覇港浦添第一防波堤築造工事区域Ａ灯浮標
位置	
所在地	沖縄県那覇港（那覇港新港第一防波堤北灯台の西北西方約七三〇メートル）
北緯	二六―一五―二五
東経	一二七―三九―〇六
廃止年月日	平成二十二年二月九日

名称	那覇港浦添第一防波堤築造工事区域Ｂ灯浮標
位置	
所在地	沖縄県那覇港（那覇港新港第一防波堤北灯台の北西方約三九〇メートル）
北緯	二六―一五―二一
東経	一二七―三九―一九
廃止年月日	平成二十二年二月九日

○海上保安庁告示第八十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	江見港前島灯台
位置	
所在地	千葉県鴨川市（前島）
北緯	三五―〇三―二六
東経	一四〇―〇三―四四
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日	平成二十二年二月九日